

会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用の状況（令和5年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」から、「(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」を集計しました。
- 会計監査人を設置していない都内971法人のうち、会計に関する専門家を活用している法人が108法人（11%）、活用していない法人が863法人（89%）となっています。
- 会計に関する専門家を活用している法人のうち、68法人（63%）が税理士又は税理士法人を、40法人（37%）が公認会計士又は監査法人を活用しています。

	法人数	会計に関する 専門家の 活用無し	会計に関する 専門家の 活用有り	①実施者の区分				②業務内容			
				公認会計士	監査法人	税理士	税理士法人	公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査	財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	
全法人	971	863	108	34	6	47	21	27	75	6	
事業区分別	保育のみ経営	379	334	45	14	1	19	11	33	1	
	障害のみ経営	190	167	23	6	1	14	4	17	2	
	介護のみ経営	144	129	15	8	1	3	5	7	3	
	複数事業を経営	152	139	13	3	2	5	3	8	0	
	その他	106	94	12	3	1	6	2	10	0	
収益規模別	5億未満	553	503	50	14	3	25	8	11	35	4
	5億以上10億未満	240	211	29	9	1	11	8	5	22	2
	10億以上20億未満	135	113	22	6	2	10	4	7	15	0
	20億以上	43	36	7	5	0	1	1	4	3	0

(注)厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。